

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付要綱

令和 2 年（2020 年） 3 月 31 日

都市局長決裁

令和 4 年（2022 年） 3 月 14 日

都市局長決裁

令和 5 年（2023 年） 8 月 4 日

都市局長決裁

令和 7 年（2025 年） 3 月 28 日

都市局長決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者で、収入が一定基準以下の者がセーフティネット住宅、セーフティネット相当住宅又は居住サポート住宅に入居するに当たり、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用（以下「家賃債務保証料等」という。）の一部を補助することにより、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進し、住生活の安定向上に寄与するため、セーフティネット住宅入居支援事業補助金の交付について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）及び公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 27 日国住備第 132 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅確保要配慮者 法第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- （2） セーフティネット住宅 法第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であって、札幌市内に存する住宅をいう。
- （3） セーフティネット相当住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 11 条及び第 12 条の規定を満たす札幌市内に存する住宅をいう。
- （3） 居住サポート住宅 住宅セーフティネット法第 40 条に規定する居住安定援助賃貸住宅であって、札幌市内に存する住宅をいう。
- （4） セーフティネット住宅等 セーフティネット住宅、セーフティネット相当住宅及び居住サポート住宅をいう。
- （5） 家賃債務保証業者等 法第 20 条第 2 項に規定する家賃債務保証業者、法第 59 条

に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人及び保険業者をいう。

- (6) 家賃債務保証料等 住宅確保要配慮者がセーフティネット住宅等の賃貸借契約の締結に当たり、家賃債務を担保するために家賃債務保証業者等と家賃債務保証契約を締結する際に支払う保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用をいう。

(補助金交付対象)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次のいずれかでなければならない。

(1) 家賃債務保証業者等

(2) セーフティネット住宅等の賃貸借契約における賃借人（以下「入居者」という。）

2 補助金の交付を受けようとするセーフティネット住宅等の住戸は、次のいずれかでなければならない。

(1) 当該住戸に対して、過去にこの要綱に基づく家賃債務保証料等に対する補助金の交付を受けていないこと

(2) 次条第3項各号の規定により算定した額が、正数であること

3 補助金の交付の対象となる費用は、入居後最初に支払う家賃債務保証料等とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 入居者の所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が15万8千円を超えないもの。

(2) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

(3) 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること。

(4) 申請者が家賃債務保証業者等の場合は、家賃債務保証業者等及び賃貸人が、入居者に保証人（家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。

(5) 申請者が家賃債務保証業者等の場合は、セーフティネット住宅等で、セーフティネット住宅については、管理開始（セーフティネット住宅として登録した日）から10年以内のものであること。

(6) 申請者が入居者の場合は、セーフティネット住宅等であること。

4 前項第1号の入居者の所得の算定は、原則として前年の所得により行うものとする。ただし、同居親族等の増加等により、所得が15万8千円以下となる場合には、この限りでない。

(補助額)

第4条 補助額は、前条第3項に規定する費用で、1戸当たり6万円を限度とする。

2 セーフティネット相当住宅の場合又は申請者が入居者の場合は、前条第3項に規定する

費用で、1戸当たり3万円を限度とする。

3 前各号の規定によらず、既に補助金の交付を受けている住戸にあっては、セーフティネット住宅として交付を受けた補助額から第10条の規定に基づき返還した補助金の額を減じた額と、セーフティネット相当住宅として受けた補助額から第10条の規定に基づき返還した補助金の額を減じた額に2を乗じて得た額を合計した額（以下「既交付額」という。）について、次の各号に応じた額を限度額とする。

（1）セーフティネット住宅として申請する場合 6万円から既交付額を減じた額

（2）セーフティネット相当住宅として申請する場合 前号の額に2分の1を乗じた額

4 前項に規定する補助額に、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 セーフティネット住宅について補助金の交付を受けようとする申請者は、家賃債務保証等契約締結後、速やかに、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請書A（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）セーフティネット住宅等の賃貸借契約書の写し

（2）セーフティネット住宅等入居後の同一世帯に属する者に係る住民票の写し

（3）セーフティネット住宅等入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類

（4）家賃債務保証等委託契約書の写し

（5）口座振込申出書（様式2）又は通帳等の写し（金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所）

（6）その他申請内容の確認に必要な書類

2 セーフティネット相当住宅について補助金の交付を受けようとする申請者は、家賃債務保証等契約締結後、速やかに、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請書B（様式2）に前項各号の書類及び次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）住戸の間取り及び床面積を確認できる図書

（2）住戸に設置された設備等の配置が確認できる図書

（3）昭和56年6月1日以降に着工した建築物又は地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合することが証明されている建築物であることがわかる書類

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付決定及び額確定通知書（様式4）により、補助金を交付しないことを決定したときは、札幌市

セーフティネット住宅入居支援事業補助金不交付決定通知書（様式5）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付決定及び額確定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取消することができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 正当な理由なしに家賃債務保証等委託契約を解除したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が、補助金を交付することが適正でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消を行うときは、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付決定取消通知書（様式6）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金返還命令書（様式7）により、申請者に返還を命じるものとする。

（書類の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象に係る契約書、帳簿類等の書類を備え、かつ、補助事業の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 申請者は、この要綱による補助金の交付を受けるために得る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

（業務の委託）

第13条 市長は、この要綱に基づく事業の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所 在 地
名 称
代表者名
電話番号

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請書 (A)

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金の交付を受けたいので、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金	万	千	百	十	円
			0	0	0

※ 6 万円を限度とする。但し、既に補助金の交付を受けている住戸にあっては、要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき算定した額を限度する。
※ 1, 000 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

2 住宅の名称及び所在地

所在地
名称等

3 補助対象要件（該当する項目の□にレを付すこと）

- ☐ 入居者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 14 条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していない。
- ☐ 家賃債務保証料等の額が適正な水準である。
- ☐ 当該補助金申請者及び賃貸人が、入居者に保証人を求めている。

(添付書類)

- (1) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 住宅入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類
- (4) 家賃債務保証等契約書の写し
- (5) 口座振込申出書（様式 3）又は通帳等の写し

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所 在 地
名 称
氏 名
電話番号

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請書 (B)

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金の交付を受けたいので、札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金	万	千	百	十	円
			0	0	0

※ 3 万円を限度とする。但し、既に補助金の交付を受けている住戸にあっては、要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき算定した額を限度する。

※ 1, 000 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

2 住宅の名称及び所在地

所在地
名称等

3 補助対象要件（該当する項目の□にレを付すこと）

- ☐ 入居者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 14 条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していない。
- ☐ 家賃債務保証料等の額が適正な水準である。

裏面に続く（添付書類について）

(添付書類)

- (1) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 住宅入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類
- (4) 家賃債務保証等契約書の写し
- (5) 口座振込申出書(様式3)又は通帳等の写し
- (6) 住戸の間取り及び床面積を確認できる図書
- (7) 住戸に設置された設備等の配置がわかる図書
- (8) 昭和56年6月1日以降に着工した建築物又は既に地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に適合することが証明されている建築物であることがわかる書類

様式3

(あて先) 札幌市長

所 在 地

名 称

代表者名または氏名

印

電話番号

口座振込申出書

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金に係る振込口座について、下記のとおり申し出ます。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本・支店 名	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金 / その他		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

- 備考 ・通帳等の写しの提出をもって、この様式の提出に替えることができます。
- ・通帳の写しを提出する場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できるページ（ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用受取口座の印字があるページ）の写し。
 - ・ネット銀行等で通帳がない場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる画面を印刷したもの。

様式 4

第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付決定及び額確定通知書

先に受付した札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請について、下記のとおり交付決定及び確定したので通知します。

記

- 1 交付決定番号
第 号
- 2 住宅の名称及び所在地
所在地
名称等
- 3 交付決定兼確定額

金	万	千	百	十	円
			0	0	0

様式 5

第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金不交付決定通知書

先に受付した札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付申請について、下記のとおり補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 住宅の名称及び所在地
所在地
名称等
- 2 補助金を交付しない理由

様式 6

第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金交付決定取消通知書

先に交付決定及び確定した札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付決定番号 | |
| | 第 | 号 |
| 2 | 交付決定兼確定額 | 円 |
| 3 | 取消額 | 円 |
| 4 | 取消理由 | |

四

様式 7

第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金返還命令書

先に交付した札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 交付決定番号
第 号

- 2 交付日
- 年 月 日

- 3 請求額
- 円

- 4 返還期限
年 (年) 月 日

- ## 5 返還方法

- ## 6 理由